

### 5) リモートID機能の搭載の義務

機体への物理的な登録記号の表示に加え、識別情報を電波で遠隔発信するリモートID機能を機体に備えつける必要があります。次に掲げる場合にあっては、リモートID機能の搭載が免除されます。

- ① 機体登録制度の施行前(2022年6月19日)までの事前登録期間中に登録手続きを行った無人航空機
- ② あらかじめ国に届け出た特定区域(リモートID特定区域)の上空で行う飛行であって無人航空機の飛行を監視するための補助者の配置、区域の範囲の明示等の必要な措置を講じた上で行う飛行
- ③ 十分な強度を有する紐(ひも)等(長さが30m以内のもの)により係留して行う飛行
- ④ 警察庁・都道府県警察又は海上保安庁が警備その他の特に秘匿を必要とする業務のために行う飛行

### 6) リモートID機器の概要及び発信情報

リモートID機能は、識別情報を電波で遠隔発信するためのものであり(内蔵型と外付型がある)、当該機器は技術規格書に準拠して開発・製造されます。リモートID機能により発信される情報には、静的情報として無人航空機の製造番号及び登録記号、動的情報として位置、速度、高度、時刻等の情報が含まれており(所有者や使用者の情報は含まれない)、1秒に1回以上発信されます。

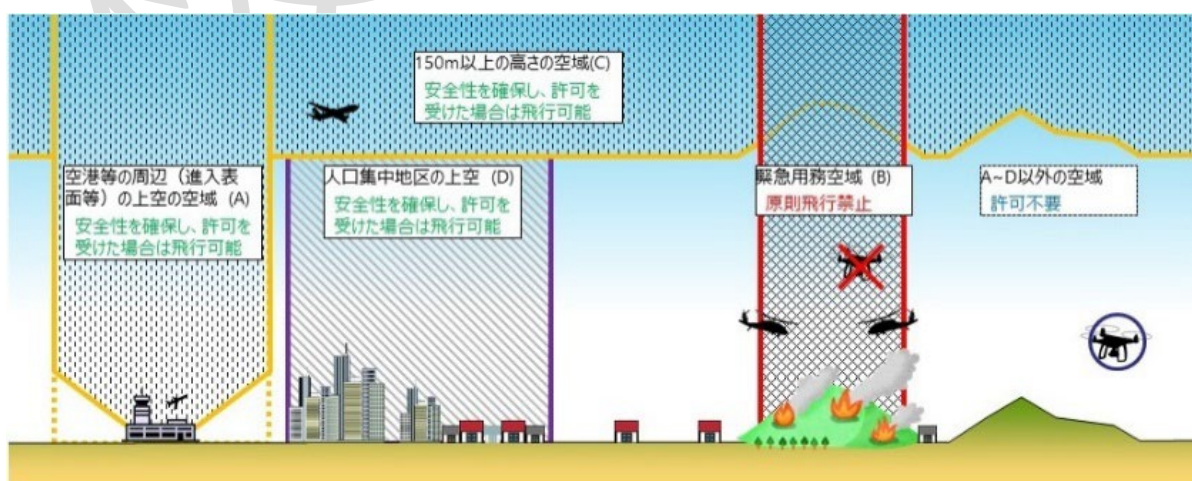


出典：国土交通省 無人航空機登録ハンドブック 2022年版

外付型リモートID 出典：エアロエントリー株式会社

## (2) 規制対象となる飛行の空域及び方法(特定飛行)の補足事項等

### 1) 規制対象となる飛行の空域



出典：国土交通省ホームページ

### 3.1. 航空法全般

#### a. 空港等の周辺の空域

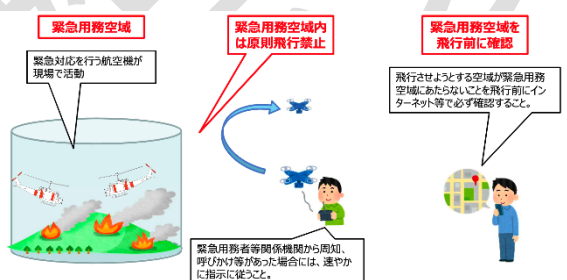
航空法に基づき原則として無人航空機の飛行が禁止されている「空港等の周辺の空域」は、空港やヘリポート等の周辺に設定されている進入表面、転移表面もしくは水平表面又は延長進入表面、円錐表面もしくは外側水平表面の上空の空域、(進入表面等がない)飛行場周辺の、航空機の離陸及び着陸の安全を確保するために必要なものとして国土交通大臣が告示で定める空域です。

ただし、航空機の離着陸が頻繁に実施される新千歳空港・成田国際空港・東京国際空港・中部国際空港・関西国際空港・大阪国際空港・福岡空港・那覇空港では、進入表面等の上空の空域に加えて、進入表面もしくは転移表面の下の空域又は空港の敷地の上空の空域についても飛行禁止空域となっています。

#### b. 緊急用務空域

国土交通省、防衛省、警察庁、都道府県警察又は地方公共団体の消防機関、その他の関係機関の使用する航空機のうち捜索、救助その他の緊急用務を行う航空機の飛行の安全を確保するため、国土交通省が緊急用務を行う航空機が飛行する空域(緊急用務空域)を指定し、この空域では、原則、無人航空機の飛行が禁止されます(重量100g未満の模型航空機も飛行禁止の対象となります)。

災害等の規模に応じ、緊急用務を行う航空機の飛行が想定される場合には、国土交通省がその都度「緊急用務空域」を指定し、国土交通省のホームページ・Twitterにて公示します。無人航空機の操縦者は、飛行を開始する前に、当該空域が緊急用務空域に該当するか否かの別を確認することが義務付けられています。空港等の周辺の空域、地表もしくは水面から150m以上の高さの空域又は人口集中地区の上空の飛行許可があっても、緊急用務空域を飛行させることはできません。

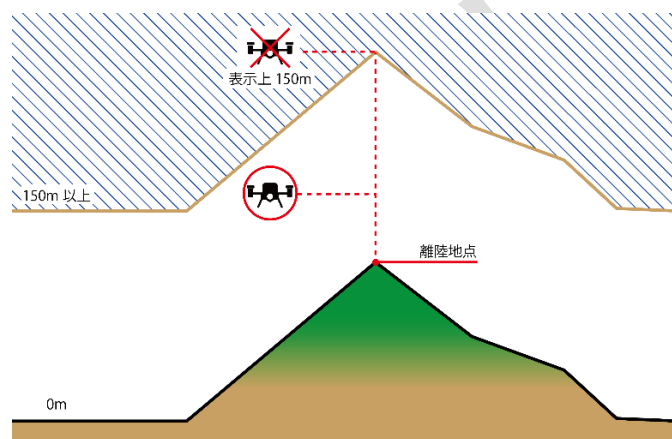


- 警察、消防活動等緊急用務を行うための航空機の飛行が想定される場合に、無人航空機の飛行を原則禁止する空域(緊急用務空域)を指定し、インターネット等に公示。
- 無人航空機を飛行させる者は、飛行開始前に飛行させる空域が緊急用務空域に該当するか否か確認することを義務付け。

出典：国土交通省ホームページ

### c. 高度150m以上の空域

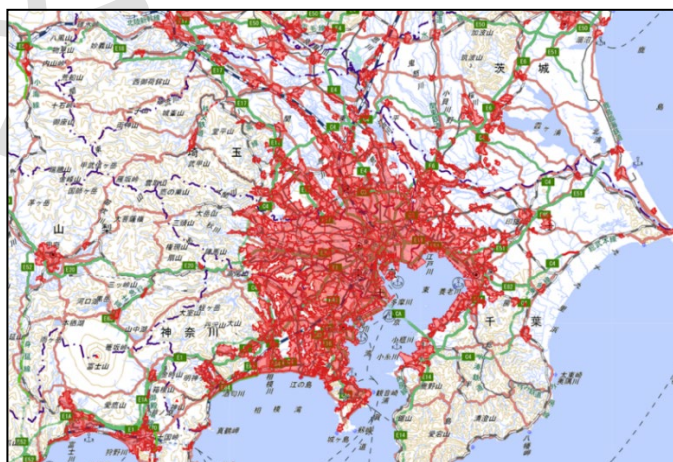
「高度150m以上の飛行禁止空域」とは、海拔高度ではなく、無人航空機が飛行している直下の地表又は水面からの高度差が150m以上の空域を指します。このため、山岳部等の起伏の激しい地形の上空で無人航空機を飛行させる場合には、意図せず150m以上の高度差になるおそれがあるので、注意が必要です。



山岳部での高度150mの注意

### d. 人口集中地区

「人口集中地区(DID: Densely Inhabited District)」は、5年毎に実施される国勢調査の結果から一定の基準により設定される地域で、現在は令和2年の国勢調査の結果に基づく人口集中地区が適用されています。人口集中地区の設定に当たっては、国勢調査の基本単位区及び基本単位区内に複数の調査区がある場合は調査区（以下「基本単位区等」という。）を基礎単位として設定しています。



出典：国土地理院地図